2　前項第四号に掲げる「レベル２Ｂ資産の十五パーセント上限に係る調整額」とは、レベル２Ｂ資産調整後残高から次に掲げる額のうちいずれか小さい額を減じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう（次項第一号において同じ。）。

一　レベル１資産調整後残高とレベル２Ａ資産調整後残高の合計額に八十五分の十五を乗じて得た額

二　レベル１資産調整後残高に六十分の十五を乗じて得た額

3　第一項第五号に掲げる「レベル２資産の四十パーセント上限に係る調整額」とは、レベル２Ａ資産調整後残高及びレベル２Ｂ資産調整後残高の合計額から次に掲げる額の合計額を減じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

一　レベル２Ｂ資産の十五パーセント上限に係る調整額

二　レベル１資産調整後残高に三分の二を乗じて得た額

4　第二項及び前項第二号の「レベル１資産調整後残高」とは、レポ形式の取引等及び中央銀行有担保資金取引（用いられる有価証券が流動資産に該当するものである取引に限る。以下この条において同じ。）のうち基準日から三十日を経過する日までの間に満期が到来するものにつき基準日に解消されたものとみなして計算された第一項第一号に掲げる額をいう。

5　第二項第一号及び第三項の「レベル２Ａ資産調整後残高」とは、レポ形式の取引等及び中央銀行有担保資金取引のうち基準日から三十日を経過する日までの間に満期が到来するものにつき基準日に解消されたものとみなして計算された第一項第二号に掲げる額をいう。

6　第二項及び第三項の「レベル２Ｂ資産調整後残高」とは、レポ形式の取引等及び中央銀行有担保資金取引のうち基準日から三十日を経過する日までの間に満期が到来するものにつき基準日に解消されたものとみなして計算された第一項第三号に掲げる額をいう。

7　信用金庫連合会又は連結子法人等は、第四十六条第二項に定める計算（同項第一号に掲げる場合に係るものに限る。）を行っている場合には、当該計算においてファシリティ未使用枠の額から差し引いている流動資産の担保掛目適用額（資産の時価に担保掛目を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を第一項第一号から第三号までに掲げる額及び前三項に規定する額に含めないものとする。

（純資金流出額）

第四条　第二条の算式における「純資金流出額」とは、資金流出額から資金流入額（当該額が資金流出額に七十五パーセントを乗じて得た額を上回る場合には、当該乗じて得た額）を減じて得た額とする。

（資金流出額）

第五条　前条の「資金流出額」とは、信用金庫連合会又は連結子法人等について第十八条の規定により算出する額とする。

（資金流入額）

第六条　第四条の「資金流入額」とは、信用金庫連合会又は連結子法人等について第六十二条の規定により算出する額とする。

（金額の換算に用いる外国為替相場）

第七条　第二条の算式における算入可能適格流動資産の合計額及び純資金流出額を計算する場合において、外国通貨をもって金額を表示するものがあるときは、当該金額を基準日における外国為替の売買相場により本邦通貨に換算した額を用いることとする。

第三章　単体流動性カバレッジ比率

第八条　前章及び次章から第六章までの規定は、法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、海外拠点を有する信用金庫連合会がその経営の健全性を判断するための基準のうち、流動性に係る健全性を判断するための基準であって、単体流動性カバレッジ比率に関する基準について準用する。この場合において、これらの規定中「信用金庫連合会又は連結子法人等」とあり、及び「信用金庫連合会若しくは連結子法人等」とあるのは「信用金庫連合会」と、次条第一項第四号中「本店若しくは主たる事務所若しくは営業所又は支店若しくは従たる事務所若しくは営業所」とあるのは「従たる事務所」と、第十四条中「第二条に規定する連結流動性カバレッジ比率」とあるのは「第八条に規定する単体流動性カバレッジ比率」と、第十七条第一号中「本店若しくは主たる事務所若しくは営業所若しくは支店若しくは従たる事務所若しくは営業所」とあるのは「主たる事務所若しくは従たる事務所」と、第二十条第三項第三号中「業務取扱日又は営業日」とあるのは「業務取扱日」と読み替えるものとする。

第四章　適格流動資産

第一節　流動資産の定義

第九条　次に掲げる資産（以下「レベル１資産」という。）が第十四条の規定により適格レベル１資産として取り扱われる場合の適格資産算入可能率は、百パーセントとする。

一　貨幣及び紙幣（いずれも外国のものを含む。）並びに銀行券

二　中央銀行等への預け金であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものと。

イ　契約に基づき、信用金庫連合会又は連結子法人等が払戻しをいつでも受けることができること。

ロ　当該預け金の額の範囲において、信用金庫連合会又は連結子法人等が中央銀行等から期限の定めのある借入れ（借入れを行った日の翌日を弁済日とするものについては、弁済日が自動的に更新されるものに限る。）を行うことができること。

三　中央政府、中央銀行等、中央政府以外の公共部門、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、国際開発銀行又は欧州安定メカニズムその他これに準ずるものが発行又は元本の償還及び利息の支払について保証する債券等（債券、為替手形その他これらに類するものをいう。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの

イ　債務者が金融機関等又はその子会社若しくは関連会社でないこと。

ロ　適用されるリスク・ウェイトが、零パーセントであること。

ハ　売買、レポ形式の取引等その他これらに準ずる取引が広く活発に行われていると認められること。

ニ　過去の市場流動性ストレス期においても、市場での売却、レポ形式の取引等その他これらに準ずる手段で処分することにより必要な資金を調達すること（以下「現金化」という。）が可能であったこと。

四　零パーセントを上回るリスク・ウェイトが適用される中央政府又は中央銀行等が発行する債券のうち、信用金庫連合会又は連結子法人等の海外拠点等（本店若しくは主たる事務所若しくは営業所又は支店若しくは従たる事務所若しくは営業所であって、外国に所在するものをいう。以下同じ。）が所在する国又は地域の中央政府又は中央銀行等が当該国又は地域の通貨建てで発行及び調達したものであって、次に掲げる要件の全てを満たすもの

イ　売買、レポ形式の取引等その他これらに準ずる取引が広く活発に行われていると認められること。

ロ　過去の市場流動性ストレス期においても現金化が可能であったこと。

五　零パーセントを上回るリスク・ウェイトが適用される中央政府又は中央銀行等が発行する債券のうち、我が国又は信用金庫連合会若しくは連結子法人等の海外拠点等が所在する国若しくは地域の中央政府又は中央銀行等が域外通貨（当該国又は地域の通貨以外の通貨をいう。以下この号において同じ。）建てで発行及び調達したものであって、前号イ及びロに掲げる要件の全てを満たすもの（当該国又は地域の中央政府又は中央銀行等が当該域外通貨建てで発行及び調達したものの額の合計額が、信用金庫連合会又は連結子法人等の当該国又は地域における業務に関して当該域外通貨について第四条に定める方法に準じて算出した純資金流出額を上回る場合には、当該純資金流出額に相当する部分に限る。）

2　信用金庫連合会又は連結子法人等は、基準日から三十日前までの間のいずれかの日において次に掲げる要件を満たしていた資産については、基準日において当該要件を満たしているものとみなすことができる。

一　前項第三号ロからニまでに掲げる要件

二　前項第四号イ及びロに掲げる要件